

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 御注意 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。)については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。  
 2 御注意 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であったとしても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目		2	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	
資産区分	種 類	3							
	機械装置等の名称	4							
取得価額	取得年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	指定事業の用に供した年月日	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9							
法人税額の特別控除額の計算									
当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額	10	円	当期分	特定生産性向上設備等	当期税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20	円
		税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11		前期分	特定生産性向上設備等	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「17の②」)	21	
		当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12		前期分	特定生産性向上設備等	当期税額控除額 (20)-(21)	22	
		当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		前期分	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 (9)のうち(6)が特別対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額	23	
		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14		前期分	特定生産性向上設備等	繰越限度超過加算額 $(23) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	24	
		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「16の②」)	15		前期分	特定生産性向上設備等	差引当期税額基準残額 (13)-(14)-(20)	25	
		当期税額控除額 (14)-(15)	16		前期分	特定生産性向上設備等	繰越税額控除限度超過額 (31の計)	26	
		取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額-(23)	17		前期分	特定生産性向上設備等	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (25)と(26)のうち少ない金額	27	
		税額控除限度額 $(17) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	18		前期分	特定生産性向上設備等	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「15の②」)	28	
		当期税額基準額残額 (13)-(14)	19		前期分	特定生産性向上設備等	当期繰越税額控除額 (27)-(28)	29	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額等		翌期繰越額 (31)-(32)			
		31		32		33			
平 . . .	平 . . .	①	円	円					
平 . . .	平 . . .	②		外		円			
計				(27)					
当期分	生産性以外	(11)		(14)		外			
	生産性	(18)		(20)		外			
当期分計									
合計									
機 械 装 置 等 の 概 要									

## 別表六（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の6第7項から第9項まで《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。  
 なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。  
 (1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度（供用年度）  
 (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。  
 また、措置法第42条の12の5の特定生産性向上設備等（以下「特定生産性向上設備等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した事業年度（以下「供用事業年度」といいます。）後の事業年度において、当該特定生産性向上設備等について法第42条から法第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の損金算入等》の規定の適用を受けることが予定されている場合には、供用事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。
- 3 「差引改定取得価額<sup>9</sup>」は、措置法
$$(7) - (8) \text{ 又は } ((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$$
第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあっては、 $((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$ を適用して計算した金額を、同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産にあっては $((7) - (8))$ を適用して計算した金額を記載します。
- 4 「税額控除限度額<sup>18</sup>」及び「繰越限度超過加算額<sup>24</sup>」
$$(17) \times \frac{7 \text{ 又は } 10}{100} \text{ 及び } (23) \times \frac{7 \text{ 又は } 10}{100}$$
の各欄は、「1」から「9」までに記載した特定生産性向上設備等について、措置法第42条の6第7項に規定する特定中小企業者等が取得等をし事業供用したものである場合には「7又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消します。
- 5 「前期繰越額又は当期税額控除限度額31」の「①」は、「繰越限度超過加算額<sup>24</sup>」に金額の記載がある場合には、 $(23) \times \frac{7 \text{ 又は } 10}{100}$ を当該金額を含めて記載します。
- 6 「当該控除可能額等32」の外書には、措置法令第27条の6第10項《連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合において、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 7 「翌期繰越額33」の各欄の外書には、措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》又は平成24年改正法附則第23条第2項《法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十四）又は別表六（二十四）付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」、「当期分計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 8 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等に該当すること（措置法第42条の6第7項から第9項までの規定の適用を受ける場合に限り。）及び特定生産性向上設備等に該当すること（同条第8項又は第9項の規定の適用を受ける場合に限り。）の詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		規	1	g	
大規模法人の保有する株式	第1順位の株式数又は出資金の額	c	式		h	
	保有割合	$\frac{c}{a}$	法		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e	等		j	
	保有割合	$\frac{e}{a}$	人の		k	
			明	計	(g) + (h) + (i) + (j)	
			細			
			有			
			する			

この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。